



行政

ページID:33120

まほろば号の運行ダイヤを改正します

地域コミュニティ課 地域コミュニティ係(☎内線543)



いつもコミュニティバスまほろば号の利用をありがとうございます。3月23日(土)から運行回数時刻が変わります。運賃は引き続き1000円のままです。

主な変更内容

【大佐野・吉松回り】 つつじヶ丘団地の路線を延長し、バス停を新設します。

【北谷回り】 三条台団地の乗り入れ時間を延長します。北谷地域のバス停を新設します。

【高雄回り】 高雄回りの左右回りを右回りに統一します。

【共通】 乗継がしやすくなるように乗継時間を見直します。運転手の働き方改革(2024年問題)への対応として運行回数を見直します。

効率的な運行に向けた取り組みとして、土日祝日を統一したダイヤにすることや、一部路線を見直します。

変更後の運行ダイヤ

3月以降順次、ホームページや各バス停に掲示します。



利用者の皆さんには、運行ダイヤ改正による変更を理解と協力をお願いします。今回の改正にとどまらず、今後も引き続きよりよい公共交通の実現に向けて検討を進めますので、まほろば号の利用をよろしくお願います。



教育

ページID:2354

令和6年度分の就学援助申請を受け付けています

学校教育課 義務教育係(☎内線478・469)

就学援助とは小・中学校での必要な経費(学用品費や給食費など)を支払うことが困難な世帯を対象に、その費用を援助する制度です。

対象者

- 生活保護を受けなくなったが生活に困っている世帯
・ 市民税非課税の世帯
・ 児童扶養手当の支給を受けている世帯
・ 同じ世帯全員の令和5年度または6年度の市民税所得割額の合計額が市の定めた基準額以下の世帯

支給額 4月下旬頃、ホームページに掲載します。
支給時期 7月、12月、3月に分けて、各月の最終水曜日に支給予定です。
申請期限 5月10日(金)まで
申請方法 学校教育課窓口または郵送で提出してください。
必要なもの 振込希望口座がわかる通帳など、児童扶養手当証書(該当者のみ)

支給内容 給食費、新入学用品費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費など

※その他に書類の提出を求める場合があります。



教育

ページID:2213

若年者の専修学校修学資金を無利子で貸与する制度があります

社会教育課 教務係(☎内線467)

対象者

- 市内に居住する次のいずれかの者
・ 令和5年度に中学校・義務教育学校・高等学校もしくは中等教育学校を卒業した人
・ 高等学校または中等教育学校の後期課程を中退した人で、申込日現在、専修学校などに在学している人

貸与額 世帯の収入が生活保護基準の1.5倍以下の世帯
②その他の奨学資金・福祉資金などの貸付(給付)を受けていない。
返還期間 在学期間の3倍の期間以内(最長12年)
申込期間 4月8日(月)〜26日(金)
申込方法 社会教育課に連絡してください。

貸与要件 ①次のいずれかに該当する。
・ 生活保護世帯
・ 市民税非課税世帯
・ 市民税減免世帯

提出物 ① 元気づくりポイントカード
② 本人確認書類の写し(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなど)
※代理の場合はポイント交換対象者と代理人の本人確認書類の写しが必要です。
③ 未換算ポイントがある場合は次のもの
・ 歩こう会カード(令和6年4月以降の押印があれば返送します)
・ 元気づくりポイント補助カード
・ 健診結果票など
※①③に住所・氏名・電話番号の記載がない場合、無効になります。



手続き

就職・退職した人は国保の手続きを忘れずに

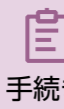
国保年金課 国保年金係(☎内線312・313) ページID:24502、24503

国民健康保険への加入や脱退は自動で行われません。すみやかに国保年金課4番窓口で手続きをしてください。

対象者

- 【加入】
・ 転入前の市区町村で国保に加入していた人
・ 退職して職場の健康保険をやめた人
・ パートなどで職場の健康保険に加入していない人
・ 自営業を営む人
・ 無職の人
・ 生活保護を受けなくなった人

- 【脱退】
・ 国保に加入していて転出する人
・ 職場の健康保険に入った人
・ 家族の職場の健康保険の被扶養者になった人
・ 生活保護を受ける人
・ 必要書類 各手続きにより異なります。ホームページを確認してください。



手続き

60歳以降も国民年金に任意加入できます

国保年金課 国保年金係(☎内線359) 南福岡年金事務所 ☎(552)6128

国民年金保険料の納付済期間が満額の年金受給資格に満たない人は、手続きをすると60歳〜65歳まで任意加入し保険料を納められます。

対象者

- 次の①〜④すべてにあてはまる人
① 日本国内に住所を有し60歳以上65歳未満
② 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない
③ 20歳以上60歳未満までの保険料納付月数が480月(40年)未満
④ 手続き時に厚生年金保険や共済組合などに加入していない

手続き方法

市役所または年金事務所です手続きしてください。

必要なもの

- 基礎年金番号の分かるもの
・ 本人確認書類
・ 預貯金通帳
・ 金融機関への届出印
※日本年金機構に納付状況を確認し納付できる月数を計算するため手続きに時間がかかります。



健康

ページID:32573



健康

令和5年度の元気づくりポイントを交換できます

元気づくり課(保健センター) ☎(928)2000



交換受付方法 次の提出物①〜③を郵送または保健センター専用箱に投函
※封をして提出してください。
※窓口では受け付けません。
提出物 ① 元気づくりポイントカード
② 本人確認書類の写し(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなど)
※代理の場合はポイント交換対象者と代理人の本人確認書類の写しが必要です。
③ 未換算ポイントがある場合は次のもの
・ 歩こう会カード(令和6年4月以降の押印があれば返送します)
・ 元気づくりポイント補助カード
・ 健診結果票など
※①③に住所・氏名・電話番号の記載がない場合、無効になります。

交換受付期間 4月1日(月)〜5月10日(金)(消印有効)

※1千〜3千ポイントの端数は住んでいる自治会へ自動的に寄付します。

提出先 〒818-0125 太宰府市五条3-1-1 太宰府市元気づくり課(保健センター)

商品券・副賞発送時期

5月中旬以降

※5千ポイントを達成した健診受診者には商品券3千円と副賞お米3kg相当の引換券を送付します。お米の引き換えは6月1日(土)〜8月31日(土)にゆめ畑太宰府店で行ってください。

商品券有効期間 6月1日(土)〜11月30日(土)

※使用可能店舗は商品券発送時に一覧表を同封します。

狂犬病予防集団注射を実施します

環境課 環境保全係(☎内線308)

ページID:27684



集団注射日時

4月4日(木)	高雄台公民館	9:30~9:45	4月9日(火)	三条公民館	9:30~9:40
	梅香苑公民館	10:00~10:15		内山公民館	9:55~10:05
	星ヶ丘公民館	10:30~10:45		三条台公民館	10:20~10:35
	馬場公民館	13:30~13:45		市役所東側入口前	10:50~11:20
	松川公民館	14:00~14:15		水城共同利用施設	13:30~13:40
	北谷公民館	14:30~14:45		水城ヶ丘公民館	13:55~14:10
4月5日(金)	東ヶ丘公民館	9:30~9:55	4月10日(水)	水城台公民館	14:25~14:40
	緑台公民館	10:10~10:30		大佐野公民館	9:30~10:00
	梅ヶ丘公民館	10:45~10:55		つつじヶ丘公民館	10:15~10:30
	榎社	13:30~13:45		ひまわり台公民館	10:45~11:00
	都府楼共同利用施設	14:00~14:15		大佐野台共同利用施設	11:15~11:30
	とびうめアリーナ(総合体育館) 駐車場	14:35~15:05		とびうめアリーナ(総合体育館) 駐車場	9:30~10:00
4月8日(月)	国分共同利用施設	9:30~9:55	4月11日(木)	市役所東側入口前	10:30~10:50
	坂本公民館	10:10~10:20			
	東観世公民館	10:35~10:45			
	青葉台共同利用施設	13:30~14:00			
	長浦台共同利用施設	14:15~14:30			
	吉松共同利用施設	14:50~15:10			

年1回の狂犬病予防注射は生後91日以上の子犬の飼主の義務です。集団注射または動物病院で受けさせていただきます。集団注射では犬の新規登録もできます。



狂犬病予防注射済票▶

料金

- ・新規登録+狂犬病予防注射
1頭6千150円
- ・狂犬病予防注射
1頭3千150円

持ってくるもの
市からの案内はがき
(市での犬の登録がある飼主のみ要記入)

注意事項

- ・犬を制御できる人が連れて来てください。
- ・接種前、獣医師の問診結果によって当日接種できない場合があります。
- ・ふんなどは飼い主が片付けてください。
- ・動物病院などで接種して狂犬病予防注射済票をもらっていない人は、環境課で交付します。狂犬病予防注射済票と手数料550円を持って手続きしてください。

道路に乗入れブロックを置かないでください

建設課 維持管理係(☎内線420) ページID:32483



行政

歩道と車道の段差解消のために乗入れブロックや鉄板を継続して置くことは、道路法43条で禁止されています。事故が発生した場合、設置した人が責任を問われることがあります。自宅や駐車場出入口の段差を解消したい場合、市と相談し、歩道・縁石の切り下げ工事を自己負担で行うことができます。



退任・新任の人権擁護委員の紹介

人権政策課 人権・同和政策係(☎内線443)



人権

12月末で退任			
やま	もと	ひろ	み
山	本	浩	美
いの	うえ	美	知
井		子	さん
		さん	
1月から新任			
き	むら	ち	ふる
木	村	千	鶴
ば	ば	れい	こ
馬	場	礼	さん
		さん	

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する市民の人権を守るための身近な相談相手です。現在、本市では8人の人権擁護委員が活動をし、毎月、人権相談を行っています。

太宰府市民の森の愛称を募集します

産業振興課 商工・農政係(☎内線438) ページID:32663



行政



募集期間 3月1日(金)~29日(金)
応募資格 市民
応募方法 市内公共施設にある応募用紙に記入して投函、またはホームページの応募フォームから
※応募用紙がある施設、愛称募集の詳細はホームページで確認してください。